

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

- 1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置
高齢者や障害者等の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用を援助するため、成年後見制度の利用負担に係る支援の充実を図ること。
- 2 日常生活自立支援事業における財源措置
日常生活自立支援事業における財源措置の充実を図ること。
- 3 福祉サービス第三者評価における支援
サービスの質の向上の取組を促進し、利用者のサービス選択を支援する福祉サービス第三者評価の普及、定着を図るため、国においても広域的な啓発、事業者に対する受審誘導策などの積極的な取組を行うとともに、各都道府県に対し必要な支援を行うこと。
- 4 級地区分の見直し
保育所運営費及び介護保険における地域区分並びに生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。
- 5 生活保護制度の見直し
生活保護制度に対する国民の信頼に応え、生活困窮者が生活保護に至る前に自立が可能となるよう、第183回国会において廃案となった生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法の早期成立と制度の整備を図ること。
- 6 貧困の連鎖にかかわる子どもへの支援
貧困の連鎖にかかわる子どもへの支援について、次の措置を講じること。
 - (1) 生活保護世帯の子どもの健全育成に対する支援について、引き続き全額国負担による財源措置を講じること。
 - (2) 各市町村教育委員会や学校等と協力、連携が促進されるよう、文部科学省等関係府省と個人情報の取扱いや学習支援の実施について、あらかじめ連携促進を申し合わせること。
 - (3) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が卒業後の進学等のためにアルバイト収入を積み立てる場合は、収入として認定しない取扱いとすること。
- 7 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善
福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策が、より強化される見込みであるため、必要なケースワーカーの増員を図れる仕組みを構築すること。

また、ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援が行えるよう、国で一体的に効率的なシステムを開発するなど、業務改善に向けた具体的な検討を行うこと。

8 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に替わり貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

9 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設置

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。

【提案理由等】

- 1 成年後見制度の利用促進のため、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対する支援が必要である。平成18年度より介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者自立支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬の支払いが支障となって、申立てを行うことができないケースが認められることから、費用についての財源措置の充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）における生活支援員を派遣する場合の利用料については、生活保護受給世帯は無料または免除としているが、住民税非課税世帯についても、本事業によるサービスを必要とする人が利用できない事態が生じないよう財源措置が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県において推進体制を整備し、その普及に取り組むこととされ、本県においても、推進組織を設置しているところである。しかしながら、介護サービス情報の公表の義務化や、指導監査など福祉サービス事業者の負担感が重いなど十分に受審が進んでいない状況である。各都道府県単独の取組には限界があるため、国においても、第三者評価の必要性についての意識醸成や、制度間の整理、事業者に対する効果的な受審誘導策など、積極的かつ総合的な取組が必要である。
- 4 保育所運営費、生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。
- 5 生活保護制度の見直しについては、生活困窮者対策とともに総合的に取り組むこととされているが、第183回国会では生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法が廃案となった。生活保護制度に対する国民の信頼に応え、生活困窮者が生活保護に至る前に自立が可能となるよう第2のセーフティネットの整備に向け、今回廃案となった両法案を早期成立させること。また、円滑な事業実施に向けて、法案中に省令で定められるとされている事項については、早期に内容を明らかにすべきである。
- 6 (1) 生活保護世帯のこどもの健全育成支援については、第183回国会において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、国等の責務を明らかにしながら対策の総合的な推進が図られることとなった。単に学習支援のみならず、子どもの居場所づくりや世帯への子育て支援など、世帯に対する総合的な支援が不可欠であり、そのことが、生活保護世帯全体の自立にも大きくかかわることから、生活保護世帯の子どもに対する支援については、引き続き全額国負担による財源措置を講じる必要がある。
(2) 子どもの支援には、教育との連携が不可欠であり、支援の実施がよりスムーズに行われるよう関係省庁間での申し合わせが効果的である。

- (3) 現行制度では、高等学校等に就学中のアルバイト等の収入については、高等学校就学費の支給対象とならない経費で就学のために必要な最小限度の額（修学旅行費、クラブ活動費等）のみ収入認定除外となっているが、貧困の連鎖を防止し、子どもの自立を助長するためには、進学するために積み立てるアルバイト収入は収入認定から除外するべきである。
- 7 生活保護受給世帯数が過去最高を更新し続けている中で、福祉事務所に配属され生活保護の現場を担うケースワーカーの負担が増大している。各種調査や決定事務などに追われ、本来のケースワーク業務が行えず、また、査察指導員によるチェック機能も限界を超える状況になりつつある。さらに、生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策が、より強化される見込みであることを踏まえ、必要なケースワーカーの増員については、国において必要な財源措置を講じる必要があるほか、法改正による標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要である。
- また、ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、これまで、各自治体において個別にシステム開発等が重ねられてきているが、システム改修に係る時間や労力自体も過大となっているため、国は業務改善に向けた具体的な検討を行う必要がある。
- 8 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度による償還は、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することになるが、競売による債権回収は、当該回収に係る費用が高額になる場合がある。
- また、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、本件不動産の処分その他の契約費用は都道府県社協が負担（事務費として、国が1/2、都道府県が1/2を負担）するものとされている。本制度は対象が、要保護者世帯であることを鑑み、国は生活保護制度同様の費用負担とすべきである。
- 9 社会福祉法人の所轄庁は、法人の活動区域が一つの政令指定都市または中核市にとどまる場合は、大都市特例により、当該政令指定都市または中核市の長となっており、社会福祉施設の設置認可、検査等についても同じ扱いとなっている。しかしながら、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては地方自治体では都道府県のみが補助主体とされているため、同制度についても大都市特例を設け、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、他の社会福祉法人及び社会福祉事業に関する制度と整合を図ることが必要である。